

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果を別紙のと
おり公表する。

令和3年3月10日

廿日市市監査委員 河野 行信

廿日市市監査委員 枇杷木 正伸

定期監査報告書

第 1 監査の対象及び監査の期間

財務に関する事務の執行について、次の監査対象部局等に対して、次の表のとおり対象期間及び監査期間をもって実施した。

監査の対象部局等	対象期間	監査期間
農業委員会事務局	令和 7 年度 令和 7 年 4 月 1 日から 令和 7 年 11 月 30 日まで	令和 7 年 12 月 16 日から 令和 8 年 2 月 20 日まで

第 2 監査の方法

監査は、廿日市市監査委員条例（昭和 3 9 年条例第 4 号）、廿日市市監査基準（令和 2 年 3 月 2 7 日監査委員決定）及び実施要領（平成 3 1 年 3 月 2 9 日公表）により実施した。

実施に当たっては、監査の対象における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令及び予算に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかについて留意し、実地監査の方法により執行した。

実地監査は、補助職員による補助監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料等を基に、関係資料を抽出により検査・照合するとともに、関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

第 3 監査等の実施場所

執行機関の執務室、廿日市市役所会議室

第 4 監査の結果

事務・事業執行については、「第 2 監査の方法」のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていた。

また、公表までに至らなかった軽易な事項については、監査の過程において口頭及び文書で改善指導を行った。